

Koi-Fit24 利用規約

本規約は、当クラブが運営するフィットネスクラブ及び関連サービス（パーソナルトレーニングサービス、パーソナルストレッチサービス、水素水サーバーオプションサービス、レンタルロッカーサービス、託児サービスを含みます。）の利用条件を定めるものとします。

第1章 総則

第1条（適用範囲と目的）

1. 本規約は、「Koi-Fit」が運営するフィットネスクラブ「Koi-Fit24」（以下「当クラブ」といいます。）及び当クラブに付随して提供されるサービス（第5章「パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチ」、第6章「水素水サーバーオプション」、第7章「レンタルロッカー」、第8章「託児サービス」を含みます。以下これらを総称して「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものとします。本規約は、当クラブの会員として入会手続きを完了した者（以下「会員」といいます。）並びに当クラブが別途定める手続き及び利用料金により本サービスを利用する会員以外の者（以下「ビジター」といいます。）に適用されます。会員及びビジターを総称して、以下「利用者」といいます。
2. 利用者は、当クラブ及び本サービスの利用にあたり、あらかじめ本規約及び当クラブが別途定める諸規則（プライバシーポリシー等を含みます。）に同意したものとみなされます。

3. 当クラブは、利用者が当クラブ内の施設及びサービスを利用して心身の健康維持・増進を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的とします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- ① 「退会」とは、会員の意思による基本会員契約の終了をいいます。
- ② 「除名」とは、本規約に基づき当クラブが会員の会員資格を強制的に終了させることをいいます。
- ③ 「解除」とは、月額制オプション契約（水素水サーバーオプション契約、レンタルロッカー契約等を含みます。）その他当クラブが提供する個別サービスに関する契約を終了させることをいいます。
- ④ 「資格喪失」とは、本規約第47条に定める事由により会員資格が失われることをいいます。
- ⑤ 「中途退会事務手数料」とは、在籍条件付き会員が在籍期間中に退会し、又は除名となる場合に支払う手数料をいいます。
- ⑥ 「在籍条件付き会員」とは、フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープランの会員、並びに各種割引キャンペーンを利用して入会した会員（キャンペーン適用条件として在籍期間が設定されている会員）をいいます。
- ⑦ 「在籍期間」とは、在籍条件付き会員に適用される、第45条第5項各号に定める所定の契約継続期間をいいます。

- ⑧ 「時間外利用精算金」とは、会員が会員種別ごとに定められた利用時間外に施設を利用した場合に、第 49 条第 4 項に基づき支払う精算金をいいます。
- ⑨ 「会費等」とは、会費、施設メンテナンス料、受講料、ストレッチ利用料、水素水オプション月会費、ロッカー利用料、託児料、延長料金、キャンセル料、中途退会事務手数料、第 49 条第 4 項に定める時間外利用精算金（利用料相当額及び事務手数料）、再請求事務手数料、その他本規約に基づく各種手数料及び諸費用をいいます。
- ⑩ 「Web 予約システム」とは、当クラブが入会手続き、予約、決済、入退館管理（QR コード表示を含む）等のために会員及び利用者に提供するインターネット上のシステムをいいます。
- ⑪ 「会員マイページ」とは、Web 予約システム上に設けられる、会員個人の登録情報確認、各種申請、会員 QR コード表示等を行うための専用ページをいいます。
- ⑫ 「当クラブスタッフ」とは、当クラブの運営業務に従事する者（従業員、委託契約に基づくトレーナー、託児スタッフ、清掃スタッフ等を含みます。）をいいます。

第 3 条（パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチサービスの適用）

パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチサービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第 5 章の規定が適用されます。本規約の総則等の条項と第 5 章の規定との間に矛盾がある場合は、第 5 章の規定が優先して適用されます。

第 4 条（水素水サーバーオプションの適用）

水素水サーバーオプションの利用に関しては、本規約の定めに加え、第 6 章の規定が適用されま

す。本規約の総則等の条項と第 6 章の規定との間に矛盾がある場合は、第 6 章の規定が優先して適用されます。

第 5 条（レンタルロッカーサービスの適用）

レンタルロッカーサービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第 7 章の規定が適用されます。本規約の総則等の条項と第 7 章の規定との間に矛盾がある場合は、第 7 章の規定が優先して適用されます。

第 6 条（託児サービスの適用）

託児サービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第 8 章の規定が適用されます。本規約の総則等の条項と第 8 章の規定との間に矛盾がある場合は、第 8 章の規定が優先して適用されます。

第 7 条（特約等）

1. 当クラブは、特定のサービスに関して、本規約のほか、特約、ルール、ガイドライン、料金表その他の条件（以下「特約等」といいます。）を定めることがあります。
2. 特約等は本規約の一部を構成し、利用者はこれを遵守するものとします。
3. 同一のサービスに関し、本規約の条項と特約等の条項に異なる定めがある場合、当該サービスに関する限度で特約等の定めが優先して適用されます。
4. 前項に加え、第 3 条から第 6 条に定める各章の優先規定は、当該サービスに関する特約等に別段の定めがある場合を除き、特約等の内容に抵触しない範囲で適用されます。。

第8条（会員制度）

当クラブの施設利用は原則として会員制とします。ただし、当クラブが別途定める手続き及び利用料金により、ビジターとして施設を利用できる場合があります。当クラブが第11条第1項により入会申込みを承諾した会員は、その会員種別の利用範囲に応じて、諸施設を利用することができます。

第9条（契約期間）

会員の契約期間は、会員が当クラブ所定の退会手続きを完了するまで自動更新とします。ただし、第2条第6号に定める在籍条件付き会員については、第45条第5項に定める在籍期間その他の条件に従うものとし、更新条件は次の各号のとおりとします。

- ① フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープラン：第45条第4項の定め
- ② 各種割引キャンペーンを利用して入会した会員：当該キャンペーンの告知・申込画面・書面等において別途定める条件

第2章 入退会・会員資格・変更等

第10条（入会資格について）

次の各号のいずれかに該当する者は、当クラブの会員になることはできません。

- ① 満16歳未満の者
- ② 本規約及び当クラブの諸規則を遵守できない者
- ③ 入会申込者が申込内容に記載した本人であることを当クラブが確認できない者

- ④ 医師等により運動を禁じられている、又は運動に適さない健康状態にある者
- ⑤ 伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
- ⑥ 所属する学校又は団体においてフィットネスクラブへの入会を禁じられている者
- ⑦ 満 16 歳以上 18 歳未満で、当クラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
- ⑧ 過去に本規約に基づき除名処分となったことがある者
- ⑨ その他、合理的な理由に基づき、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第 11 条（入会手続き）

1. 当クラブ所定の申込方法により本規約を承諾した上で申込みを行い、当クラブがこれを承諾したときに契約が成立し、当クラブの会員となります。
2. 満 16 歳以上 18 歳未満の者が入会する際は親権者の同意が必要であり、同意をした親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 会員には、当クラブの諸施設を利用する権利が与えられます。
4. 当クラブは会員に対し、会員マイページに表示される QR コード（以下「会員 QR コード」といいます。）を利用して、施設への入退館ができるように設定します。
5. 会員が当クラブの入退館を行う際は、会員マイページに表示される会員 QR コードを当クラブ指定の読み取り機にかざす方法によるものとします。ただし、システム障害その他当クラブが別途認めた場合はこの限りではありません。
6. 会員 QR コードを用いた入退館は本人のみによるものとし、会員は、自らの会員 QR コードを提示し、貸与し、又は共有する等して第三者を入退館させ、若しくは第三者の入退館を補助する行為（いわゆる共連れ入館を含みます。）をしてはなりません。万一、これに

違反し第三者に当クラブを不正に利用させた場合、当クラブは除名を含む必要な措置を講じることができ、会員は別途第 49 条に定める不正利用に伴う施設利用料相当額及び事務手数料等を支払わなければなりません。

7. 会員及びビジターその他当クラブが Web 予約システムのアカウントを付与した者（以下、本項において「アカウント利用者」といいます。）は、登録されたアカウント情報（メールアドレス、パスワード等）について変更が必要な場合、Web 予約システムを通じて速やかに変更手続きを行うものとします。パスワード忘れ等により、利用者自身の操作で解決できず、当クラブによるシステム処理や個別対応を要する場合に限り、事務手数料として金 1,100 円（税込）を請求できるものとします。
8. 会員は、自己の責任において会員 QR コード及びこれを表示する端末を厳重に管理するものとし、不正利用（第三者による利用を含む）が生じないように、善良な管理者の注意をもって管理を行うものとします。
9. 会員 QR コードが不正に利用されたことにより当クラブに損害が発生した場合、会員の故意又は過失に基づくときは、会員本人はその損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償する責任を負います。ただし、会員の責に帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第 12 条（会員種別ごとの利用時間）

1. 会員は、入会申込を行った会員種別ごとに定められた利用時間を遵守しなければなりません。

2. 万一、定められた利用時間外の利用が認められた場合、会員は第 49 条第 4 項に定める時間外利用精算金（事務手数料を含む）を支払わなければなりません。

第 13 条（変更・手続き等）

1. 会員は、入会申込内容その他当クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。
2. 会員が当クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに所定の方法で変更手続きを行わなければなりません。
3. 会員種別の変更、及び月額制オプション契約（水素水サーバーオプション、レンタルロッカー等）の変更（解除を含む）を希望する場合は、変更（解除）を希望する月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に所定の手続きを行うものとします。この場合、変更（解除）希望月の 1 日より適用（契約終了）となります。手続きの遅延による返金等はいりません。
4. 前項にかかわらず、在籍条件付き会員は、原則として在籍期間内に会員種別を変更することはできません。
5. 在籍条件付き会員が、やむを得ない事由により在籍期間内に会員種別の変更をする場合、又は会員種別の変更により在籍条件を満たさなくなる場合は、第 45 条第 6 項に準じた中途退会事務手数料を支払わなければなりません。

第 14 条（休会及び復帰）

1. 会員は、当クラブ所定の手続きを行った上で、月単位で休会することができます。
2. 休会手続きは、休会開始を希望する月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。

3. 休会する会員は、別途定める休会費を支払うものとします。
4. 本条の休会手続きが完了しない場合は、契約自動更新となり、施設利用の有無にかかわらず通常の会費等が発生します。
5. 休会していた会員は、休会手続き時に取り決めた復帰月の1日から自動的に復帰し、復帰月以降、所定の会費等を支払うものとします。
6. 在籍条件付き会員は、原則として在籍期間中に休会することはできません。

第3章 料金・支払

第15条（会費、施設メンテナンス料及び利用料）

1. 入会金、施設メンテナンス料及び会費は当クラブが別途定める金額とし、会員はこれを所定の時期及び方法で支払わなければなりません。施設メンテナンス料は、施設の維持管理を目的として年1回（原則として入会月。なお、2年目以降は毎年入会月と同月とし、会員種別の変更又は休会中であるかを問わず、請求月は変更されず、当該支払義務が発生します。）請求される費用とします。
2. 一度支払われた入会金及び施設メンテナンス料は、法令に基づき返金が義務付けられる場合を除き、返金しません。
3. 会費は当クラブが別途定める金額を所定の支払い方法により支払うものとし、法令に基づき返金が義務付けられる場合を除き、原則として理由の如何を問わずこれを返金しません。
4. 会員には実際の施設利用の有無にかかわらず、当クラブとの会員契約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月まで会費及び利用料等を支払わなければなりません。

5. 月額で発生する会費等の支払期日は、当クラブが別途定める決済日（原則として、カード決済は毎月 20 日、口座振替は毎月 27 日に翌月分を請求（決済）する）とし、当クラブは当該決済日に利用者の登録した決済手段により請求（決済）を行います。本規約において「支払期日」とは、当該請求（決済）を行う日をいいます。

第 16 条（パーソナルトレーニング受講料及びパーソナルストレッチ利用料）

1. パーソナルトレーニングサービスの利用料金（以下「受講料」といいます。）は、当クラブが別途定め、利用者はこれを所定の方法により事前に支払うものとします。
2. パーソナルストレッチサービスの利用料金（以下「ストレッチ利用料」といいます。）は、オプション利用料金及び単発利用料金とし、それぞれ当クラブが別途定め、利用者はこれを所定の方法により事前に支払うものとします。
3. パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチの具体的な内容、提供時間、料金等の詳細は、各サービスの申込み時点において当クラブの Web サイト又は別途当クラブが提示する書面に記載する内容のとおりとします。
4. 受講料及びストレッチ利用料には、本規約に基づく月会費に含まれる施設利用料相当分は含まれておりません。当クラブとの間で有効な会員契約が無いビジターがこれらを利用する場合には、別途当クラブ所定の施設利用料（ビジター料金等）を支払うものとします。
5. 月会費に受講料又はストレッチ利用料が含まれた会員種別の会員（例：パーソナル会員等）に関しては、当該会員種別に適用される料金表その他当クラブが別途定める条件によります。

第 17 条（水素水サーバーオプション月会費）

1. 水素水サーバーオプションサービス（以下「水素水オプション」といいます。）を利用する会員（以下「水素水オプション会員」といいます。）は、別途当クラブが定める月会費（以下「水素水オプション月会費」といいます。）を、契約が終了するまでの間、所定の支払方法及び期限に従い支払うものとします。
2. 月の途中から利用を開始した場合であっても、当クラブが別途定める場合を除き、1か月の水素水オプション月会費全額を支払うものとし、日割り計算は行わないものとします。
3. 一旦支払われた水素水オプション月会費は、法令の定めがある場合、当クラブの責めに帰すべき事由により連続して1か月を超えて水素水オプションの提供が完全に不能となった場合、当クラブの故意又は重過失により利用者に損害が生じた場合、その他当クラブが特に返金を認めた場合を除き、原則として返金しません。

第18条（レンタルロッカー利用料）

1. レンタルロッカーサービス（以下「レンタルロッカー」といいます。）を利用する会員（以下「ロッカー利用者」といいます。）は、別途当クラブが定める月額利用料（以下「ロッカー利用料」といいます。）を、契約が終了するまでの間、所定の支払方法及び期限に従い支払うものとします。
2. 一度支払われたロッカー利用料は、法令の定めがある場合、当クラブの故意又は重過失により利用者に損害が生じた場合、その他当クラブが特に返金を認めた場合を除き、原則として返金しません。

第19条（託児サービス利用料）

1. 託児サービスの利用料金（以下「託児料」といいます。）は、当クラブが別途定め、当クラブの Web サイト等で告知する料金表によります。
2. 託児料は、原則として Web 予約システムでの予約時に、当クラブ指定の方法により支払うものとします。当クラブが別途認めた場合に限り、月会費と合算して後払いとすることができます。
3. お迎え予定時刻を超過した場合、超過時点から 30 分単位で延長料金が発生します。延長料金は、超過した時間を 30 分単位で切り上げて計算します（例：5 分超過の場合は 30 分相当、35 分超過の場合は 60 分相当の延長料金）。延長料金は、発生月の翌月以降の月会費と合わせて請求します。
4. 一度支払った託児料、延長料金及び次条に定めるキャンセル料は、法令の定めがある場合、又は当クラブの都合により本サービスの提供を全面的に中止した場合、若しくは当クラブの都合により予約済みのサービスを提供できなかった場合を除き、理由の如何を問わず原則として返金しません。

第 20 条（キャンセル料（託児サービス））

1. 託児サービスの予約について、第 42 条第 3 項に定めるキャンセル期限を過ぎてキャンセルした場合、又は連絡なく利用されなかった場合は、キャンセル料として当該予約に係る託児料の 100%（既に支払済みの場合はその全額、後払いの場合は請求額の全額）を支払う義務を負うものとします。

2. 前項にかかわらず、対象児童の急な発病や怪我等、やむを得ない事由によりキャンセルする場合で、医師の診断書、処方箋の控え、領収書その他当クラブが認める証明書類を後日提示したときに限り、当クラブは当該キャンセル料を免除することができます。

第 21 条（遅延損害金）

利用者は、本規約に基づき当クラブに対して支払うべき金銭債務（会費等及び損害賠償金を含みますが、これらに限られません。）の履行を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%（法令上認められる上限を超えない範囲）の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第 22 条（再請求事務手数料）

1. 会員が本規約に基づき支払うべき会費その他の金銭債務について、所定の支払期日までに支払いがなされず、当該支払期日の属する月の翌月 1 日を経過した場合、当クラブは、督促及び再請求業務に要する実費相当額として、1 回につき金 2,200 円（税込）の再請求事務手数料を請求できるものとします。
2. 前項の再請求事務手数料は、第 21 条に定める遅延損害金とは別に発生するものとし、滞納が複数月にわたる場合は、滞納した月分ごとに発生します。
3. 再請求事務手数料は、当クラブが行う督促連絡（電話、LINE、郵送等のほか、システムによる自動通知、再決済の試行等を含む）、入金確認、滞納管理等の事務処理に要する費用に充当されます。

第 23 条（料金等の改定）

1. 当クラブは、別途定める入会金及び会費等の改定を行うことができます。
2. 前項の改定を行う場合の手続き、告知期間、及び会員の異議申出等については、第 60 条の定めに従うものとします。

第 4 章 施設利用・遵守事項

第 24 条（会員以外の施設利用）

1. ビジターは、当クラブが別途定める利用料金を所定の支払い方法により支払わなければなりません。
2. ビジターは、本規約に定める遵守事項を遵守するものとします。

第 25 条（遵守事項）

利用者は、施設利用にあたり、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 本規約及び施設内の諸規則をすべて遵守すること。
2. 施設及び機器の使用にあたっては記載されたルール及び慣習に従い、当クラブの説明及び指示に従うこと。
3. 施設を使用する際、いかなる営利活動及び営業活動も行わないこと。
4. 他の利用者もしくはその同伴者に対し、パーソナルトレーニングやパーソナルストレッチなどの営業行為を行わないこと。
5. 施設利用時は常に当クラブが定める服装を遵守し、次の各号に該当する服装・状態での利用を行わないこと。

① ジーンズ又はジーンズ様のステッチ、リベット（びょう）等が付いている衣類

② ゴム草履、草履、樹脂製サンダル及び裸足

6. 施設内及びその周辺において、大声や奇声を発すること、誹謗中傷すること、あるいは他の利用者や第三者、当クラブスタッフに対する暴力、嫌がらせ、差別行為等の迷惑行為を行わないこと。
7. 施設敷地内において、飲酒、喫煙、及び法律で禁止された薬物等の使用をしないこと。
8. 忘れ物については、発見日を含め7日間を経過した後は一切の権利を放棄したものとし、当クラブにて処分することに異議を述べないこと（ただし、腐敗等安全衛生上の問題がある場合等は、当クラブは即時に処分できるものとします。）。
9. 施設内（出入口、ジム設備内、託児所内等）には安全管理等のためカメラが設置されていることを了承すること（利用目的、管理方法等の詳細は当クラブのプライバシーポリシーによります）。
10. 18歳未満の者は、午後11時から午前4時までの間に当クラブへ入場及び滞在しないこと。
11. 会員QRコードによる入退館に際し、会員本人以外の者を同時に入退館させ、又は第三者の入退館を補助すること（いわゆる共連れ入館）をしないこと。これらの行為は、第49条第1項に定める不正利用に該当します。当クラブは第26条に基づき退場を命じ、又は第49条に基づく請求を行うことがあります。
12. 非常時を除き、当クラブが入居する建物の非常階段へ立ち入らないこと。

13. 各自の責任において健康管理を行うこと。特に、パーソナルトレーニング等の利用者は第 32 条第 2 項の申告義務を、託児サービスの利用者は第 42 条第 4 項第 2 号の申告義務を負います。

14. 自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないこと。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当クラブの信用を毀損、又は当クラブの営業を妨害する行為
- ⑤ その他、前各号に準ずる行為

15. 託児サービスを利用する保護者は、託児所内において次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① 他の利用者、対象児童、当クラブスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、暴力、威嚇行為。
- ② 当クラブの許可なく、施設内で写真・動画撮影、録音を行うこと。
- ③ 営利・非営利を問わず、物品の販売、勧誘、営業活動を行うこと。
- ④ 施設・設備を故意に破損・汚損する行為。
- ⑤ 危険物、動物（補助犬を除く）を持ち込むこと。
- ⑥ その他、託児所の秩序を乱し、運営を妨げる一切の行為。

第 26 条（入場の禁止及び退場）

当クラブは、次の各号のいずれかに該当する者の入場の禁止又は退場を命じることができます。

- ① 本規約及び当クラブの諸規則を遵守しない者
- ② 医師等により運動を禁じられている、又は運動に適さない健康状態にある者、その他健康状態を害しており運動することが好ましくないと当クラブが判断する者
- ③ 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する者
- ④ 大声や奇声を発するなど、不適切な言動で他の利用者や第三者に迷惑をかける者
- ⑤ 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められる者
- ⑥ 午後 11 時から午前 4 時までの時間に施設を利用しようとする 18 歳未満の者
- ⑦ 許可なく当クラブにおいて物品の売買や営業行為、勧誘活動を行う者
- ⑧ 他の利用者や第三者を誹謗中傷する者
- ⑨ 他の利用者や第三者に暴力行為や威嚇行為を行う者
- ⑩ 痴漢行為、覗き行為、露出行為等公序良俗に反する行為を行う者
- ⑪ 当クラブの施設内に落書きや造作をする者
- ⑫ 危険物を当クラブ施設内に持ち込む者
- ⑬ 当クラブ施設内で、飲酒、喫煙をする者
- ⑭ 当クラブスタッフの業務を妨げる者
- ⑮ 他の利用者に対してストーカー行為をする者
- ⑯ 他の利用者の施設利用を妨げる者
- ⑰ 入館に際し虚偽の申告をする者
- ⑱ 会員 QR コードの貸与・譲渡・共有、又は第三者の入退館を補助する行為（いわゆる共連れ入館を含みます。）を行う者（当該行為は第 49 条第 1 項に定める不正利用に該当しません。）

- ⑱ その他、合理的な理由に基づき、当クラブが利用者としてふさわしくないと判断する者

第 27 条（施設の利用制限）

1. 当クラブは、次の各号に掲げる事由により、当クラブの全部又は一部の利用を制限することがあります。

- ① 気象・災害等により利用者に被害が及ぶと当クラブが判断し、営業が困難と認めたとき
- ② 施設、設備の点検、補修又は改修をするとき
- ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
- ④ 宣伝等のために、撮影やイベントに利用するとき
- ⑤ 託児サービスの安全な運営が困難であると当クラブが判断した場合（人員不足、感染症流行等）
- ⑥ その他、当クラブが休業又は利用制限を必要と認めるとき

2. 前項の場合、当クラブは、事前にその旨を第 54 条に定める方法その他当クラブが適切と判断する方法（当クラブの Web サイト又は館内への掲示を含みます。）により告知します。
- ただし、気象災害等により緊急を要する場合はこの限りではありません。なお、これにより会員の会費等（託児料を除く）の支払い義務が当然に減免又は停止されることはありません（第 52 条に定める閉鎖又は変更該当する場合を除きます。）。もっとも、当クラブの責めに帰すべき事由により、施設の全部又は主要部分の利用が連続して 7 日間以上不可能となった場合に限り、当クラブは、会費等（託児料を除く）のうち会員種別に係る月会

費相当額について、利用不能期間に応じた取扱いを別途協議の上対応するものとします。

託児サービスの中止に伴う取扱いは、第 19 条第 4 項の定めによります。

第 5 章 パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチ

第 28 条 (サービス内容)

1. 本章で定めるサービスは、当クラブが委託するパーソナルトレーナー（以下「トレーナー」といいます。）により提供される、利用者個別の要望に応じたパーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスを指します。これらの各利用単位を総称して「セッション」といいます。
2. 利用者は、セッションを利用する場合、自ら任意に選択し申込みのうえ、第 16 条に定める受講料又はストレッチ利用料を所定の方法により事前に支払うものとします。

第 29 条 (予約、変更及びキャンセル)

1. セッションへの申込み（以下「予約」といいます。）は、原則として利用者が予約操作を行う日（以下「申込日」といいます。）から起算して 14 日以内（申込日を 1 日目として数えて 14 日目の日までをいいます。）の期間に実施されるセッションについて行うことができます。ただし、都合により予告なくスケジュールが変更又は中止となることがあります。
2. 当クラブは、予約可能なセッションの情報提供に努めますが、情報の完全性等を保証するものではなく、予約可能性を確約するものではありません。

3. 予約は、原則としてセッション開始時間の 24 時間前までに、利用者が自らの責任において実施する必要があります。支払いは予約時、又はセッション実施の 24 時間前までに完了する必要があります。
4. 予約は、当クラブ所定の Web 予約システム、又は担当トレーナーへの直接申込（口頭、LINE 等）により行うことができます。ただし、直接申込の場合であっても本条第 3 項に定める期限を遵守するものとし、Web 予約システムへの反映又は当クラブからの予約確定連絡をもって有効となります。
5. 当クラブは、利用者が行う予約の件数に上限を設ける場合があります。
6. 利用者は、予約したセッションの開始時間までに所定の場所に集合するものとします。開始時間を過ぎた場合、セッションを受講することはできず、料金は返金しません。
7. 予約したセッションの変更及び取消し（以下「キャンセル等」といいます。）については、次のとおりとします。
 - ① キャンセル等は、セッション開始時間の 24 時間前（以下「キャンセル期限」といいます。）までに、Web 予約システムを通じて自ら手続きを完了する必要があります。
 - ② キャンセル期限までに手続きが完了しなかった場合（ただし④の場合を除きます。）、利用者は当該セッションを受講する権利を失い、当該料金は返金しません。
 - ③ 無料セッションについて、キャンセル期限を過ぎてキャンセルした場合又は無断キャンセルした場合は、権利の失効に加え、キャンセル料として金 2,200 円（税込）を支払う義務を負います。
 - ④ システム不具合等で Web 手続きができない場合も上記規定が適用されますが、当クラブの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

8. 健康状態や安全確保の観点から、セッションを中断又は中止することがあります。利用者の責めに帰すべき事由（虚偽申告、体調管理不足等）による場合、返金しません。
9. 当クラブ又はトレーナーの責めに帰すべき事由（急病、設備不具合等）により中断又は中止した場合は、代替セッションの提供又は返金等の対応を協議します。

第30条（利用の制限・拒否）

当クラブは、利用者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、利用をお断りすることがあります。

- ① 本規約に違反した場合。
- ② キャンセル等を継続的に繰り返す、又は無断キャンセルを行った場合。
- ③ 他の利用者や当クラブスタッフへの迷惑行為を行った場合。
- ④ その他、当クラブの運営に悪影響を与えると判断される場合。

第31条（効果・保証）

本サービスは利用者の健康増進等を目的とするものであり、特定の効果（体重減少、疾病治癒等）を保証するものではありません。

第32条（利用者の義務及び責任等）

1. 利用者は、トレーナーの指示に従い、安全に配慮してセッションを受けるものとします。
2. 利用者は、自身の健康状態（既往歴、服薬状況、妊娠の有無等）について、正確かつ遅滞なく当クラブ及びトレーナーに申告する義務を負います。申告漏れや虚偽申告、医師等の

指示への違反その他利用者の体調管理不足等により生じた損害等について、当クラブ及びトレーナーは、故意又は重過失がある場合を除き責任を負いません。

第6章 水素水サーバーオプション

第33条（サービス内容）

1. 水素水オプションは、会員が当クラブ施設内の専用サーバー（以下「水素水サーバー」といいます。）から、当クラブ施設の利用可能時間内に限り、当クラブが別途定める利用ルールの範囲で水素水を給水して利用できるサービスです。
2. 水素水オプションは当クラブ会員のみが利用でき、会員資格を喪失した場合は当然に本オプションの利用資格も失います。
3. メンテナンスや故障等により一時的に提供を中断する場合があります、第17条第3項に定める場合を除き、原則として月会費は返金しません。

第34条（利用方法）

1. 利用時は、会員QRコードをサーバーにかざすものとします。QRコードを提示できない場合は利用できません。
2. 利用時は、専用ボトルまたは清潔な市販ボトルを使用するものとします。
3. 衛生管理等のため、お持ち帰りの際は必ず専用ボトルを利用するものとします。市販ボトルでの過剰な汲み出しは禁止とします。

第35条（利用停止・契約解除等）

1. 当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、催告なく水素水オプションの利用を停止し、又は当該契約を解除することができます。
 - ① 申込等において虚偽申告が判明した場合
 - ② 本規約に違反した場合
 - ③ 会費等の支払いを怠った場合
 - ④ 迷惑行為や不適切な利用（過剰な汲み出し等）を行った場合
 - ⑤ 除名処分を受けた場合
 - ⑥ その他、不適格と判断した場合
2. 前項により契約解除された場合でも、支払済みの会費等は原則として返金しません。

第7章 レンタルロッカー

第36条（サービス内容）

1. レンタルロッカーは、会員が施設内の個人契約ロッカーを、私物の一時保管のために利用できるサービスです。
2. 当クラブ会員のみが利用でき、会員資格を喪失した場合は当然に利用資格も失います。

第37条（鍵の管理及び利用）

1. 鍵式の場合、貸与された鍵（以下「ロッカーキー」といいます。）は自己の責任で管理し、複製してはなりません。
2. ダイヤル式の場合、利用者は暗証番号を自己の責任で設定・管理し、第三者に開示してはなりません。

3. ロッカーキー又は暗証番号を第三者に貸与・譲渡・共有することはできません。不正利用が認められた場合、利用者は事務手数料として金 5,500 円（税込）を支払うものとし、請求及び支払期限等については第 49 条第 7 項を準用します。
4. ロッカーキーを紛失・破損したときは直ちに申し出るものとし、交換費用等の実費を全額負担するものとします。
5. 前項の費用負担の上、当クラブが適当と認めた場合に限り再貸与を行います。

第 38 条（保管禁止物）

1. 次の各号に該当する物品はロッカー内に収納してはなりません。
 - ① 危険物、可燃性の高いもの
 - ② 腐敗しやすいもの、動植物
 - ③ 強い臭気を発するもの
 - ④ 現金、貴重品、法令で所持が禁止されているもの
 - ⑤ その他、保管に適さないと判断されるもの
2. 当クラブは、保管禁止物が収納されている疑いがある場合その他合理的な理由がある場合、収納物の出し入れへの立会い、又は内容の確認（質問を含みます。）への協力を求めることができます。利用者は合理的な範囲でこれに協力するものとし、正当な理由なく協力を拒む場合、当クラブはレンタルロッカー契約を解除できるものとします。

第 39 条（緊急時の開扉・点検・処分）

1. 保管禁止物が収納されている疑いがある場合、緊急事態、異臭の発生、長期間の音信不通など、当クラブが必要と認めた場合、事前通知なくロッカーを開扉し、点検や処分を行うことができます。
2. 前項の措置により利用者に損害が生じてても、当クラブに故意又は重過失がない限り責任を負いません。

第40条（契約終了・解除）

1. 利用者は所定の手続きにより契約を解除できます。
2. 当クラブは、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なくレンタルロッカー契約を解除し、直ちに終了させることができます。
 - ① 利用者が所在不明となったとき
 - ② ロッカーキーの不正利用、保管禁止物違反、譲渡禁止違反があったとき
 - ③ 利用料を2か月分以上滞納したとき
 - ④ ロッカーキーの紛失等があったにもかかわらず直ちに申し出ないとき、又は当クラブが求める交換・再貸与等の手続に正当な理由なく応じないとき
 - ⑤ 除名処分を受けた場合
3. 解除された場合でも、支払済みの利用料は原則として返金しません。

第41条（終了時の措置）

1. 契約終了日までに全ての収納物を引き取り、ロッカーキーを返還して原状回復するものとします。

2. 期限までに履行されない場合、利用者は当該収納物の引取りを放棄したものとみなし、当クラブは契約終了日の翌日から7日間を経過した時点で当該収納物を任意に処分できるものとします。利用者はこれに異議を述べないものとし、処分に要した実費（運搬費、廃棄費等を含みます。）は利用者に請求します。

第8章 託児サービス

第42条（内容・利用資格・方法）

1. 託児サービスは、保護者が施設を利用する間、お子様（生後6か月から小学校就学前の健康な児童。以下「対象児童」といいます。）を安全にお預かりするサービスです。
2. 利用者は、託児サービスの利用にあたり、Web予約システム等による完全事前予約を行うものとし、当該予約は利用開始予定時刻の24時間前までに完了するものとします。
3. 予約の変更・取消しは、利用予定時刻の24時間前（以下「キャンセル期限」といいます。）までに行うものとします。キャンセル期限を過ぎたキャンセル及び無断キャンセルについては、第20条に基づきキャンセル料（託児料の100%）が発生します。
4. 健康状態について、次のとおりとします。
 - ① 発熱（37.5度以上目安）、嘔吐、下痢、感染症の疑いがある場合は利用をお断りします。お預かり後に発症した場合は速やかにお迎えをお願いします。
 - ② 利用者は、対象児童のアレルギーや基礎疾患等の健康情報を正確に申告するものとします。
5. 持ち物について、次のとおりとします。
 - ① おむつ、着替え、飲み物等、必要なものは全て記名して持参するものとします。

② 食事やおやつは、アレルギー防止のため対象児童本人が食べる分のみ持参し、他児との共有は禁止です。

6. 当クラブは、原則として除去食等の特別対応は行いません。申告内容に基づきお預かり可能か判断しますが、完全なアレルゲン回避を保証するものではありません。

7. 当クラブは、原則として投薬行為は行いません。

8. お迎えについて、次のとおりとします。

① 利用終了時間までにお迎えを完了するものとします。遅れる場合は必ず連絡が必要です。超過時は第 19 条第 3 項の延長料金が発生します。

② お迎えは原則として保護者本人に限ります。

第 43 条（利用資格喪失）

当クラブは、保護者が次の各号のいずれかに該当した場合、託児サービスの利用を停止し、又は利用資格を喪失させることができます。

① 退会したとき、又は本規約若しくは諸規則に違反したとき

② 託児料等を滞納したとき。

③ 対象児童が他者に危害を加える恐れがあるとき。

④ 保護者が当クラブスタッフの指示に従わない、秩序を乱す行為を行ったとき。

第 44 条（緊急時対応）

1. 体調急変時等は緊急連絡先に連絡しますが、連絡が取れない場合や緊急を要する場合は、当クラブの判断で医療機関への搬送等を行います。これに要する費用は保護者の負担とします。

2. 保護者は、緊急連絡先等の情報を常に最新の状態にしておく義務を負います。

第9章 退会・会員資格の喪失

第45条 (退会)

1. 会員は、退会希望月の前々月 11 日から前月 10 日までに手続きを行うことで、退会希望月の月末をもって退会できます。
2. 手続きが完了しない場合は契約自動更新となります。未納会費がある場合は完納が必要です。
3. 在籍条件付き会員は、第 5 項に定める在籍期間中、原則として自己都合で退会することはできません。ただし、やむを得ない事由により在籍期間の途中で退会する場合、又は在籍期間中に除名となる場合は、第 6 項に定める中途退会事務手数料を支払わなければなりません。
4. フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープランは、在籍期間満了月の末日を退会日とする第 1 項の手続きが完了しない限り、在籍期間満了の翌月 1 日より同一条件で自動更新されます。更新後の在籍期間は、更新前の在籍期間満了の翌月を第 1 か月目として計算し、以降の更新についても同様とします。
5. 在籍期間は、次の各号のとおりとします。なお、プラン変更により途中から当該プランの利用を開始した場合は、その変更が適用された月（以下「適用開始月」といいます。）を第 1 か月目とみなします。
 - ① フルタイム会員ゴールドプラン：適用開始月（更新された場合は、前項に基づき更新後の第 1 か月目となる月）から起算して 12 か月目の末日まで

② フルタイム会員シルバープラン：適用開始月（更新された場合は、前項に基づき更新後の第1か月目となる月）から起算して6か月目の末日まで

③ 各種割引キャンペーンを利用して入会した会員：当該キャンペーンの告知・申込画面・書面等において別途定める期間

6. 前項の在籍期間中に退会する場合、又は除名となる場合は、次の各号に該当する中途退会事務手数料を支払わなければなりません（いずれか高い方を適用）。

① フルタイム会員ゴールドプラン：金 21,780 円（税込）

② フルタイム会員シルバープラン：金 10,780 円（税込）

③ キャンペーン利用者：割引・免除された金額の合計額（税込）

なお、会員種別に基づく上記①又は②の金額と、キャンペーン利用に基づく上記③の金額の双方が適用される場合は、いずれか高い方の金額を支払うものとします。

第 46 条（除名）

1. 当クラブは、会員が規約違反、法令違反、虚偽申告、会費滞納（2か月以上）、その他不適切な言動を行った場合、強制的に会員資格を終了（除名）させることができます。
2. 除名処分を受けた会員は、当クラブの全サービスを利用できず、将来にわたり再入会できません。また、既払いの会費等は返金しません。

第 47 条（資格喪失）

会員は、退会、除名、死亡、当クラブが閉鎖されたとき、又は失踪宣告を受けたとき、自動的に会員資格を喪失します。

第 10 章 責任・損害賠償・各種手数料

第 48 条（賠償責任及び責任制限）

1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難については、当クラブに故意又は重過失がある場合を除き、賠償責任を負いません。
2. 当クラブが損害賠償責任を負う場合、当クラブに故意又は重過失がない限り、その範囲は現実に生じた直接かつ通常の損害に限られます。ただし、当クラブの責めに帰すべき事由により利用者の生命又は身体に損害が生じた場合は、次項に定める上限額の適用を除外します（当クラブに故意又は重過失がある場合は法令に従い賠償します）。
3. 前項のただし書きを除き、各サービスの利用に関連して当クラブが賠償責任を負う場合の上限額は、当クラブに故意又は重過失がない限り、次のとおりとします。
 - ① パーソナルトレーニング等：当該セッションの料金相当額
 - ② 水素水オプション：直近 1 か月分のオプション月会費相当額
 - ③ レンタルロッカー：直近 3 か月分のロッカー利用料相当額
 - ④ フィットネスクラブ（会員契約に基づく施設利用）：直近 1 か月分の会費相当額
4. 託児サービスにおいて当クラブの責めに帰すべき事由により損害が生じた場合、当クラブに故意又は重過失がない限り、加入する賠償責任保険の補償範囲を上限として賠償します。ただし、当クラブの責めに帰すべき事由により対象児童の生命又は身体に損害が生じたときは、前記上限の適用を除外し、法令に従い賠償します。なお、不可抗力、申告のないアレルギー、子供同士の軽微なトラブル等については、当クラブに帰責事由がない限り責任を負いません。

5. 利用者が当クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。未成年の場合は親権者が連帯して責任を負います。

第 49 条（不正利用等に伴う利用料及び事務手数料）

1. 利用者による不正利用（第三者の不正入館、会員 QR コードの貸与・譲渡・共有、共連れ入館、その他これらに準ずる方法による不正な施設利用を含みます。以下同じ。）が判明した場合、利用者は、当クラブに生じた損害の補填及び当該不正利用への対応に要する費用として、次の各号の金額を合算して支払わなければなりません。
 - ① 施設利用料相当額（当クラブが別途定める正規のビジター料金×人数×回数）
 - ② 不正利用対応事務手数料（1 事案につき金 5,500 円（税込））
2. 前項第 2 号の不正利用対応事務手数料は、不正利用の調査・確認（入退館履歴の照合、監視記録の確認、本人確認、関係者への連絡、再発防止措置、事務処理等を含みます。）に通常要する費用の実費相当額（平均的な損害）として一律に定めるものです。
3. ロッカーキー等の不正利用（第三者への貸与・譲渡・共有、その他これらに準ずる不正な利用）に関する事務手数料は、第 37 条第 3 項に定めるところによります。
4. 会員種別ごとに定められた利用時間外の利用（以下「時間外利用」といいます。）が判明した場合、利用者は、第 2 条第 8 号に定める時間外利用精算金として、次の各号の金額を合算して支払わなければなりません。
 - ① 時間外利用料相当額（当クラブが別途定める正規のビジター料金×回数）
 - ② 時間外利用対応事務手数料（1 事案につき金 5,500 円（税込））

5. 前項第 2 号の時間外利用対応事務手数料は、時間外利用の確認・精算・再発防止のための対応（入退館履歴の照合、利用状況の確認、利用者への連絡、事務処理等を含みます。）に通常要する費用の実費相当額（平均的な損害）として一律に定めるものです。ただし、当クラブの責めに帰すべき事由（システム不具合等を含みます。）により時間外利用が生じた場合は、この限りではありません。
6. 前各項に基づく請求が同一の事案に関して重複する場合、当クラブは合理的な範囲で重複計算を行わないものとします。
7. 当クラブは、前各項に基づき請求を行う場合、請求金額及び算定根拠の概要を利用者に通知し、当クラブが合理的に定める期限までに支払いを求めることができます。利用者が期限までに支払わない場合、当該金銭債務について第 21 条（遅延損害金）及び第 22 条（再請求事務手数料）が適用されます。

第 11 章 その他

第 50 条（個人情報保護）

当クラブは、保有する個人情報を別途定める「プライバシーポリシー」に従って適切に管理します。

第 51 条（権利義務の譲渡禁止等）

会員資格や契約上の地位を第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保提供することはできません。

第 52 条（クラブ施設の閉鎖と変更）

1. 災害、法令改廃、経営上の理由等により、施設の全部又は一部を閉鎖・変更することがあります。
2. 閉鎖・変更により会員に損害が生じても、当クラブの故意又は重過失がない限り、賠償責任の上限は直近1か月分の会費相当額とします。ただし、パーソナルトレーニング回数券等の前払い式サービス料金については、未利用分に相当する金額を法令及び決済手段の規定に従い精算・返金するものとし、当該返金額は前記賠償上限額の計算には含めないものとして、全面的閉鎖の場合は契約終了となり、閉鎖日以降の月会費等は請求しません。全面的閉鎖の場合は契約終了となり、閉鎖日以降の会費等は請求しません。既に閉鎖日以降の期間に対応する会費等を受領している場合は、法令及び決済手段の規定に従い、合理的な範囲で精算又は返金を行います。なお、本条は閉鎖又は変更の場合に限り適用され、第27条第2項ただし書に基づく協議により当クラブが負担する金額の上限も、本項に定める範囲とします。

第53条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は別途定めます。気象災害等により予告なく変更する場合があります。

第54条（通知）

当クラブからの通知は、届出のあった最新の連絡先（住所、メール、SNS等）に対し、当クラブが合理的な方法により送信・発送等を行った時点から通常到達すべき期間を経過した時に到達したものとみなします。

第 55 条（反社会的勢力の排除）

利用者は、反社会的勢力に該当しないこと、及び関与しないことを表明保証します。違反した場合、直ちに契約終了及び損害賠償請求の対象となります。

第 56 条（分離可能性）

本規約の一部が無効と判断されても、残りの規定は有効に存続します。

第 57 条（協議解決）

本規約に定めのない事項は、信義誠実の原則に従って協議解決します。

第 58 条（管轄裁判所）

当クラブを運営する事業者の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 59 条（準拠法）

本規約は日本法に準拠します。

第 60 条（本規約その他諸規則の改定）

1. 当クラブは、民法その他関係法令の定めに従い、利用者の一般の利益に適合する場合又は合理的な必要性がある場合には、本規約を変更できるものとします。
2. 当クラブは、本規約を変更する場合、効力発生日を定め、効力発生日の 1 か月前までに、変更後の内容及び効力発生日を第 54 条に定める方法その他当クラブが適切と判断する方法（当クラブの Web サイトへの掲示を含みます）により周知します。

3. 会費等の金銭負担を増加させる変更（新設・増額を含みます。）又はこれと同視できる不利益変更については、前項にかかわらず、当クラブは、効力発生日を毎月1日と定め、原則として効力発生日の属する月の前々月10日までに第54条所定の方法により周知するものとします。
 4. 会員が前項の変更に異議がある場合、当クラブは当該会員に対し個別に協議の機会を設けます。協議が整わないとき、会員は、効力発生日の属する月の前月10日までに所定の退会手続きを完了することにより、効力発生日の属する月の前月末日をもって退会することができます（本項に基づく退会については、第45条第1項の定めにかかわらず本項の定めを優先します）。なお、当該退会に伴い日割り精算・日割り返金はありません。
 5. 前項に定める退会手続きがなされないまま効力発生日が到来した場合、会員は変更後の規約に同意したものとみなします。
-

規約制定 令和4年4月27日

最終改定 令和8年1月30日

施行日 令和8年4月1日